

／ 飼い主の皆さん ／

# 犬も猫も環境の時代 です

マナーを守り、地域の生活環境に心配りを

道路や公園、私有地などでふんの後始末をしなかったり、鳴き声がうるさかったりするなど、毎年、市や保健所に犬や猫などのペットに関する苦情が多く寄せられます。

飼い主にとっては大切なペットでも、正しい飼い方をしなければ地域で嫌われてしまいます。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人一人がマナーをきちんと守りましょう。



## 散歩のときは

### ふんの後始末を必ずする

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に公園や学校の砂場にそのまましておくケースが見られます。これらの場所は、子どもたちが遊ぶところで、犬や猫などのトイレではありません。

## ふんの処理袋は格好だけ？

ふんの処理道具を持っていても格好だけだという苦情も多く寄せられています。ふんの後始末はしっかり行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

## 夜間や早朝の鳴き声を注意する

犬の鳴き声の苦情も多く寄せられています。飼い主には気にならなくても、犬の好きな人ばかりではありません。犬を飼うときは周囲の住宅環境を考慮し、近所の迷惑にならないようにふだんから正しいしつけをしておきましょう。

## 猫にもしつけを

飼い主が気づかなくても、ほかの家の敷地でふんをしたり、庭や畑を荒らしたりするなど猫についても犬同様に苦情が寄せられます。猫は犬と違って、つないで飼う習慣がないため自宅でのトイレのしつけをきちんと行いましょう。

## 病気や事故から守るため

### 猫を室内で飼う方法を勧めています

#### 猫は家の中だけで飼える？

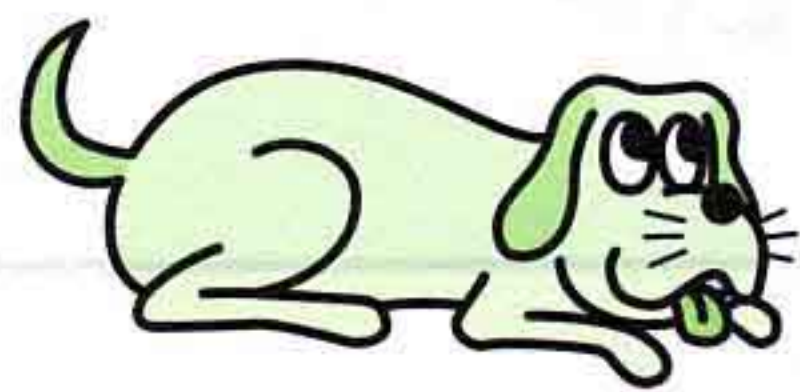
猫は犬のような平面での運動は少なく、上下に動ける空間と適度な遊び、そして何より飼い主の愛情とコミュニケーションがあれば、室内でもストレスをためずに飼うことが十分可能です。

#### 避妊・去勢をしましょう

富士市では、一年に三百八十九匹（子猫三百二十四匹）の猫が引き取りに出されています。目的のない繁殖は、不幸な子猫を生み出します。特に雄猫は、去勢をすることで愛情の豊かさが増し、清潔好きになります。







# 犬を飼っている皆さん

## 平成14年度 狂犬病予防注射と畜犬登録の日程

月 日	会 場	時 間
4月15日(月)	吉原公園東広場	9:30~15:00
" 16日(火)	大淵公民館	9:30~15:00
" 17日(水)	富士中島公園	9:30~12:00
	城山町公会堂	13:30~15:00
" 18日(木)	丘公民館	9:30~12:00
	青葉台公民館	13:30~15:00
" 19日(金)	富士南公民館	9:30~12:00
	前田公会堂	13:30~15:00
" 22日(月)	吉永北公民館	9:30~12:00
	市立富士体育館	13:30~15:00
" 23日(火)	田子浦公民館	9:30~15:00
" 24日(水)	元吉原公民館	9:30~12:00
	東公民館	13:30~15:00
" 25日(木)	富士見台公民館	9:30~15:00
" 26日(金)	天間公民館	9:30~12:00
	岩松北公民館	13:30~15:00
" 30日(火)	伝法公民館	9:30~15:00
5月1日(水)	吉永公民館	9:30~12:00
	県富士総合庁舎	13:30~15:00
" 2日(木)	森島公会堂	9:30~12:00
	富士公民館	13:30~15:00
" 7日(火)	岩松公民館	9:30~15:00
" 8日(水)	今泉公民館	9:30~12:00
	三ツ倉法蔵寺	13:30~15:00
" 9日(木)	鷹岡公民館	9:30~15:00
" 10日(金)	原田公民館	9:30~12:00
	四丁河原下公会堂	13:30~15:00
" 13日(月)	須津公民館	9:30~15:00
" 14日(火)	富士駅南公民館	9:30~12:00
	柏原六王子神社	13:30~15:00
" 15日(水)	広見公民館	9:30~15:00
" 16日(木)	神戸公民館	9:30~12:00

※一色公会堂は、青葉台・神戸公民館に変わりました。

◆各会場とも、12:00~13:30は受付を休みます。

◆雨天でも行います。

◆犬にフィラリアなどの症状があるときは、最寄りの動物病院に相談して、狂犬病予防注射を受けてください。

狂犬病予防注射会場で犬の登録も行います。  
(平成七年四月一日以降に登録されている犬

### 飼い犬の登録制度

また、市内の動物病院でも同じ金額で予防注射ができます。狂犬病予防注射会場が最寄りの動物病院を利用してください。

また、市外に転居した場合は転居先の市町村で届け出をしてください。

飼っている犬が死亡したときや所有者が変わるなどしたときには、愛犬手帳を持参して、市役所環境衛生課に届け出をしてください。死亡と登録抹消の届け出のときは、その犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票も必要となります。

### 登録内容が変わったら届け出を

は、改めて登録をする必要はありません。子犬の場合は、生後九十日を過ぎた日から三十日以内に、狂犬病予防注射と登録を済ませてください。犬の登録を済ませると発行される鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけてください。

### 予防注射は毎年受けてください

飼い犬に毎年一回、狂犬病予防注射を受けさせることは「狂犬病予防法」によって定められている飼い主の義務です。狂犬病は、犬から人間に感染し、死に至る恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている人は、左の平成十四年度予防注射日程を確かめて、忘れずに予防注射を受けさせましょう。

## 狂犬病予防注射と登録をお忘れなく

### <狂犬病予防注射・犬の登録に必要なもの>

- ・愛犬手帳 (2回目以降)
- ・通知はがき (動物病院のときも持参してください)
- ・料金 注射料 3,320円  
新規登録料 3,000円

※料金はおつりのないようお願いします。

※通知はがきは忘れないようお願いします。

※新規登録や死亡届などは、込み合いますので受付開始の30分以降に手続をお願いします。

### 問い合わせ

富士市役所環境衛生課 ☎55-2768

富士保健所衛生課 ☎65-2154